

目次

第1篇 標準旅行業約款

- Introduction 1 : はじめに
- Introduction 2 : 標準旅行業約款について
- No.1 : (募集型企画旅行契約の部) 総則
- No.2 : (//) 契約の申込みと成立
- No.3 : (//) 契約成立後 - 契約書面、確定書面、旅行代金 -
- No.4 : (//) 契約の変更

- | | |
|------------------------------------|--------|
| No.5-1 : (//) 契約の解除 - 旅行者からの解除 - | 本資料に掲載 |
| No.5-2 : (//) 契約の解除 - 旅行者からの解除 - | |
| No.6 : (//) 旅行代金の払戻し | |

- No.7 : (//) 団体・グループ契約
- No.8 : (//) 旅程管理
- No.9-1 : (//) 旅行者の責任① - 損害賠償責任 -
- No.9-2 : (//) 旅行者の責任② - 特別補償責任 -
- No.9-3 : (//) 旅行者の責任③ - 旅程保証責任 -
- No.10-1 : (受注型企画旅行契約の部) 定義～旅行代金の支払い
- No.10-2 : (//) 契約の変更～旅行代金の払戻し
- No.10-3 : (//) 団体・グループ契約～責任
- No.11-1 : (別紙特別補償規程) - 補償金の支払い -
- No.11-2 : (//) - 補償金が支払われない場合 -
- No.11-3 : (//) - 補償金等の種類及び相互の関係 -
- No.11-4 : (//) - 携帯品損害補償 -
- No.11-5 : (//) - その他の問題 -
- No.12-1 : (手配旅行契約) 定義～契約書面の交付
- No.12-2 : (//) 契約の変更～責任
- No.13 : 旅行相談契約
- No.14 : 渡航手続代行契約

第2篇 モデル宿泊約款

- No.1 : 適用範囲～契約成立
- No.2 : 契約の解除
- No.3 : 宿泊の登録～責任

第3篇 貸切バス約款

- No.1 : 総則～乗車券の取扱い
- No.2 : 運賃及び料金
- No.3 : 特殊な取扱い
- No.4 : 責任及びバス会社と旅行者の関係

第4篇 フェリー標準運送約款

- No.1 : 適用範囲～運航の中止
- No.2 : 運賃・料金～不正乗船等
- No.3 : 払戻し～賠償責任

第5篇 国内航空運送約款

- No.1 : 総則～紙片の航空券の紛失
- No.2 : 旅客運送
- No.3 : 手荷物運送
- No.4 : 責任

No.5-1：(募集型) 契約の解除 - 旅行者からの解除 -

契約の解除とは、一般にはキャンセルと称されるもので、契約関係を打ち切ることです。解除は「旅行者」からも「旅行者」からも可能で、また解除の時期も「旅行開始前」と「開始後」に分類ができ、さらに取消料の要否など、多くの規定があります。このテキストではまず旅行者からの解除を説明します。

1. 取消料が必要な解除

旅行者はいつでも次に掲げる**取消料を支払って**、契約を解除することができます。これが原則。

○ 国内旅行に係る取消料（貸切船舶を利用する場合を除く）

区分	取消料
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目 （日帰り旅行にあっては 10 日目 ）に当たる日以降に解除する場合（以下の場合を除く。）	旅行代金の 20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合（以下の場合を除く。）	旅行代金の 30%以内
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合（以下の場合を除く。）	旅行代金の 40%以内
ニ 旅行開始当日に解除する場合（以下の場合を除く。）	旅行代金の 50%以内
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内
備考（一）取消料の金額は、契約書面に明示します。 （二）本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、特別補償規程に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	

○ 海外旅行に係る取消料（本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する場合で、チャーター機を除く）

区分	取消料
イ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合で、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 40 日目 に当たる日以降に解除するとき（以下の場合を除く。）	旅行代金の 10%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目 に当たる日以降に解除する場合（以下の場合を除く。）	旅行代金の 20%以内
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（以下の場合を除く。）	旅行代金の 50%以内
ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内
(注)「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。	
備考（一）取消料の金額は、契約書面に明示します。 （二）本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	

取消料が必要となる 10 日前、20 日前、30 日前、40 日前という数字を頭に入れましょう。

2. 取消料が不要な解除

a. 旅行開始前

次の5つのいずれかを理由として、旅行**開始前**に解除するとき、前述の取消料は**不要**です。ここは頻出事項。

1. 旅行者によって**契約内容が変更**されたとき。ただし、その変更は変更補償金が支払われる**重要なもの**であるときに限ります。
2. **著しい経済情勢の変化**により旅行代金が**増額**（テキスト③ p.3参照）されたとき。
3. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、**旅行の安全かつ円滑な実施が不可能**となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
4. 旅行者が旅行者に対し所定の期日までに、**確定書面を交付しなかった**とき。
5. 旅行者の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した**旅行日程に従った旅行の実施が不可能**となったとき。

b. 旅行開始後

- ① 旅行者は、旅行開始後において、旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は旅行業者がその旨を告げたときは、取消料を支払うことなく、旅行サービスの受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。
- ② 前述の場合、旅行業者は、旅行代金のうち旅行サービスの受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。旅行を中止するわけではありません。
- ③ ただし、受領できない原因が旅行業者の責に帰すべき事由によらない場合においては、旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

(例)

行程の2日目は有名な美術館を見学予定であったが、高速道路の閉鎖により予定通りの観光が不可能になった。そこで旅行業者が、別の庭園の観光を提案した。

⇒ 旅行者は庭園の観光を拒否することができ、その場合美術館の観光に必要な経費は払い戻される。ただし、「高速道路の閉鎖」は旅行業者に責任はないため、美術館の取消料は払い戻されません。

[Check Test No.5]

1. 募集型企画旅行契約に関する次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。
- (1) 旅行者は、旅行開始前であっても、旅行開始後であっても、取消料を支払って旅行契約を解除することができる。()
- (2) 旅行者が、日帰り旅行契約を旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目にあたる日以降に自己の都合で解除するときは、必ず取消料が必要である。()
- (3) 旅行者が、ピーク期に海外旅行契約を旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降に自己の都合で解除するときは、取消料が必要である。()
- (4) 旅行業者によって旅行開始前に、重要な契約内容が変更されたときは、旅行者は取消料を支払うことなく契約を解除することができる。()
- (5) 旅行者が旅行開始日の前日にケガをして入院したときは、旅行者は取消料を支払うことなく契約を解除することができる。()
- (6) 旅行業者が旅行者に所定の期日までに確定書面を交付しなかったときは、旅行者は取消料を支払うことなく契約を解除することができる。()
- (7) 旅行業者の責に帰すべき事由によらず、旅行開始前に契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったときは、旅行者は取消料を支払うことなく契約を解除することができる。()
- (8) 旅行者は旅行開始後に、旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったときは、取消料を支払うことなく、受領することができなくなった部分の契約を解除することができる。()

No.5-2：(募集型) 契約の解除 - 旅行業者からの解除 -

旅行業者からの解除は「旅行開始前」と「旅行開始後」に分けて説明します。
重複する項目が多いので、整理して覚えましょう。

1. 旅行開始前の解除

① 旅行業者は、以下の場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することができます。なお、旅行業者から契約を解除するときは**取消料を請求できません**。

1. 旅行者が旅行業者があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の**参加旅行者の条件**を満たしていないことが判明したとき。
2. 旅行者が**病気**、必要な介助者の不在その他の事由により、**旅行に耐えられない**と認められるとき。
3. 旅行者が**他の旅行者に迷惑**を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
4. 旅行者が、契約内容に関し**合理的な範囲を超える負担**を求めたとき。
5. 旅行者の数が契約書面に記載した**最少催行人員に達しなかった**とき。(注) 通知期限あり。
6. スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の**旅行実施条件**であって契約の締結の際に明示したものが**成就しないおそれが極めて大きい**とき。
7. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の旅行業者の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った**旅行の安全かつ円滑な実施が不可能**となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
8. 通信契約を締結した場合であって、旅行者の有する**クレジットカードが無効**になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。
9. 旅行者が**暴力団排除条項**(契約締結の拒否事由5. 6. 7.)のいずれかに該当することが判明したとき。

上記のうち、1. 3. 8. 9. は、申込の段階で判明していれば拒否事由になります。

(注) これを理由に解除するときは、次の期限までに旅行者に中止の旨を通知しなければなりません。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、

- 日帰り旅行については、**3日目**に当たる日より前 **最も遅くても4日前です！** 以下も同様に判断。
- 国内旅行にあつては**13日目**に当たる日より前
- 海外旅行にあつては**23日目**に当たる日より前
- ピーク時に旅行を開始するものについては**33日目**に当たる日より前

最初に3を覚えて、10づつ足してゆきます。

② 旅行者が契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、**当該期日の翌日**において**旅行者が募集型企画旅行契約を解除**したものとします。この場合において、旅行者は、旅行業者に対し、取消料に相当する額の**違約料**を支払わなければなりません。この場合は、**違約料を請求できます**。

2. 旅行開始後の解除

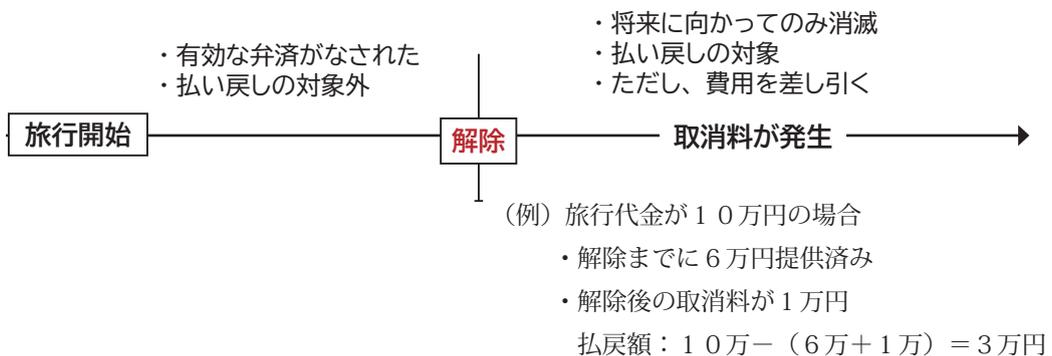
① 旅行業者は、以下の場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始後であっても募集型企画旅行契約を解除することができます。

1. 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、**旅行の継続に耐えられない**とき。
2. 旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による**旅行業者の指示への違背**、これらの者又は同行する他の旅行者に対する**暴行又は脅迫等**により団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
3. 旅行者が**暴力団排除条項**（契約締結の拒否事由5. 6. 7.）のいずれかに該当することが**判明**したとき。
4. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の旅行業者の関与し得ない事由が生じた場合であって、**旅行の継続が不可能**となったとき。

上の1. ～4. は、旅行開始前の2. 3. 7. 9. が具体化・現実化したものです。対応させると見えやすいです。

② 旅行業者が①の規定に基づいて募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行業者と旅行者との間の契約関係は、**将来に向かってのみ消滅**します。この場合、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行業者の債務については、**有効な弁済**がなされたものとします。

③ 前記の場合旅行業者は、旅行代金のうち旅行者がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない**費用に係る金額を差し引いたもの**を旅行者に払い戻します。



3. 帰路手配

① 旅行業者は、2. ①の1. と4.（病気と天災地変）によって旅行開始後に募集型企画旅行契約を解除したときは、**旅行者の求めに応じて**、旅行者が当該旅行の**出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配**を引き受けます。

② 前述の場合、出発地に戻るための旅行に要する**一切の費用は、旅行者の負担**とします。

[Check Test No.5-2]

1. 募集型企画旅行契約に関する次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (1) 旅行業者は、旅行開始前に「業務上の都合」を理由として、旅行契約を解除することができる。()
- (2) 旅行業者は、旅行開始前に「旅行者が病気などにより旅行に耐えられないと認められるとき」であるときは、旅行契約を解除することができる。()
- (3) 旅行業者は、旅行開始前に「旅行者の数が最少催行人に達しない」ときは、契約を解除できるが、国内旅行で宿泊を伴うときは、旅行開始日の前日から起算して13日目にあたる日までに中止する旨の通知をしなければならない。()
- (4) スキーを目的とする2泊3日の旅行契約を締結してあったが、降雪量が不足するため、旅行業者はこれを中止することにした。このとき、旅行開始日の3日前にその旨を通知してもよい。()
- (5) 旅行業者は、旅行者が契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日において旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものとみなし、取消料に相当する額の違約料を請求することができる。()
- (6) 旅行業者は旅行開始後であっても、旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないときは、契約を解除することができる。()
- (7) 旅行業者は旅行開始後であっても、旅行者が暴力団員その他の反社会的勢力であると判明したときは、契約を解除することができる。()
- (8) 旅行業者が旅行開始後に契約を解除したとき、契約関係は将来に向かってのみ消滅するので、解除までは有効な弁済がなされたものとする。()
- (9) 旅行業者が旅行開始後に契約を解除したとき、旅行代金のうち旅行者がいまだ提供を受けていないサービスの部分について払い戻しをする。このとき取消料等の費用は差し引いて払い戻しをする。()
- (10) 旅行業者は契約開始後に天災地変により、旅行の継続が不可能となったときは契約を解除できるが、旅行者が出発地に戻るための旅行サービスの手配を求めたときはこれに応じる。()

No.6 : (募集型) 旅行代金の払い戻し

No.4の契約の変更、No.5の契約の解除の規定では、旅行代金を払い戻す規定があります。標準旅行業約款は、このテーマの最後に旅行代金の払戻期限について定めています。

1. 払戻期限

① 旅行業者は、旅行代金が減額された場合又は募集型企画旅行契約が解除された場合に、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、以下の期限までに旅行者に対し当該金額を払い戻します。

- a. 旅行開始前の解除による払戻し ⇒ 解除の翌日から起算して7日以内
- b. 減額又は旅行開始後の解除による払戻し ⇒ 契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内

a. の場合、旅行に出発していません。b. の場合、出発はしています。これが違います。

② 通信契約を締結した場合も払戻期限は①と同じです。ただその場合は、提携会社のカード会員規約に従って払い戻され、旅行業者が旅行者に対し払い戻すべき額の通知を行った日をカード利用日とします。

口座への入金後は後日でも、通知日に払い戻しされたとします。

2. 損害賠償との関係

- ① 変更や解除の原因が、旅行者や旅行業者の故意または過失に基づく場合は、後述の損害賠償の責任が生じます。
- ② その場合は、払戻しとは別に損害賠償を請求することができます。

[Check Test No.6]

1. 募集型企画旅行契約に関する次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。
- (1) 旅行契約が旅行開始前に旅行者によって解除された。このとき旅行業者は解除の翌日から起算して7日以内に旅行代金を払い戻す。()
 - (2) 旅行中に変更があり旅行日程が短縮され、旅行代金が減額された。このとき旅行業者は帰国した翌日から30日以内に旅行代金を払い戻す。()
 - (3) 旅行契約が旅行開始後に旅行者によって解除された。このとき旅行業者は契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に旅行代金を払い戻す。()
 - (4) 旅行開始後に旅行業者の手配ミスが発覚したため旅行者が契約を解除した。旅行業者が期限までに旅行代金の払戻をすれば、旅行者は損害賠償を請求することはできない。()

No.5-1

- (1) ○：その通りです。旅行者はいつでも取消料を支払って旅行契約を解除することができます。
- (2) ×：日帰り旅行は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって **10 日目にあたる日以降**に解除するときから取消料が必要になります。よって 20 日目にあたる日以降に必ずかかるとはいえません。
- (3) ○：その通りです。ピーク期ではない海外旅行では 30 日目にあたる日以降です。
- (4) ○：その通りです。
- (5) ×：本問の事由は、旅行開始前に旅行者が取消料を支払うことなく契約を解除できる事由（5項目）に含まれていません。
- (6) ○：その通りです。
- (7) ×：本問の場合、旅行業者に帰責事由がないため、旅行者が契約を解除するときは取消料が必要です。（5）の5項目に含まれていません。
- (8) ○：その通りです。本問の場合、旅行開始後は旅行者は部分的な解除ができます。

No.5-2

- (1) ×：「業務上の都合」は契約締結の拒否事由ですが、**契約成立後**はこれを理由に解除することはできません。
- (2) ○：旅行開始前、開始後のいずれの段階でもこれを理由に契約を解除することができます。
- (3) ×：「13 日目にあたる日」ではなく、「13 日目にあたる日**より前**」の日です。
- (4) ○：本問のような旅行実施条件が成就しない恐れが極めて大きいことを理由に旅行開始前に契約を解除するときは、**通知期限はありません**。
- (5) ○：その通りです。
- (6) ○：その通りです。4つある事由の一つです。
- (7) ○：その通りです。4つある事由の一つです。
- (8) ○：その通りです。このフレーズを暗記しましょう。
- (9) ○：その通りです。
- (10) ○：その通りです。帰路手配が不要な場合もチェックしましょう。

No.6

- (1) ○：その通りです。旅行開始前の解除は解除の翌日から起算して7日以内が払戻の期限です。
- (2) ×：帰国した日の翌日から起算するのではなく、**契約書面に記載した旅行終了日**の翌日から起算します。
- (3) ○：その通りです。旅行開始後の解除は、契約書面に記載した**旅行終了日**の翌日から起算して 30 日以内が払戻の期限です。
- (4) ×：払戻と損害賠償は別の制度で、要件を満たせば**両方**を請求することができます。